

2018年1月18日

保険薬局
管理薬剤師 各位

日本医科大学多摩永山病院
薬剤部長 高瀬久光

「院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコル」
の運用について

平素より当院の処方せんに応需いただき有難うございます。薬剤師による疑義照会は医薬品の適正使用上、薬剤師法に基づく極めて重要な業務です。患者さん個々の病状や検査値を勘案した疑義照会・処方提案はますます重要となり、その件数も増えています。一方で、形式的な疑義照会はそれ以上に多くあり、患者さん・薬局薬剤師・処方医師それぞれにご負担をかけている場合もあるかと存じます。

そこで当院では、平成22年4月30日付 厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、プロトコルに基づく薬物治療管理の一環として、調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者への薬学的ケアの充実および処方医師の負担軽減を図る目的で「院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコル」を運用しております。

本プロトコルを適正に運用するため、開始にあたっては、プロトコルの趣旨や各項目の詳細について当院担当者からの説明をお聞きいただいた上で、合意書を交わすことを必須条件としております。但し、南多摩薬剤師会経由にて説明会スライドの内容を拝見の上合意書を交わすことも可能です。

本取り組みへの参画をご希望される応需薬局は、まず、当院薬剤部(代表 042-371-2111 内線 2241)までご連絡ください。

◆ プロトコル PDF ファイル(2018年4月改訂版)

本内容を本来の目的以外に使用することや、本院の許可なくして複製・転載することはご遠慮ください。

連絡先

日本医科大学多摩永山病院薬剤部 薬品情報室(2241)